

防災・減災対策推進調査特別委員会の設置について

- 1 本議会に、防災・減災対策推進調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。
- 2 特別委員会は、10人の委員をもって構成する。
- 3 特別委員会は、次に掲げる事件について調査を行う。
 - (1) 平成30年7月豪雨災害の発災要因に関すること。
 - (2) 避難所等の運営体制に関すること。
 - (3) 平成30年7月豪雨災害の復旧作業の進捗状況に関すること。
 - (4) 岩国市地域防災計画に関すること。
 - (5) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること。
 - (6) その他防災・減災に関して特別委員会が必要と認めるもの
- 4 特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査を行うものとする。

提 案 理 由

防災・減災に関する諸問題を調査するため、防災・減災対策推進調査特別委員会の設置を提案するものである。